

第 3 3 回 軽米町議会定例会 令和 3 年度 軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会

令和 4 年 9 月 1 4 日 (水)
午前 9 時 5 7 分 開 議

議 事 日 程

- 議案第 1 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 号 軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 令和 3 年度 軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 4 号 令和 3 年度 軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 号 令和 3 年度 軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 号 令和 3 年度 軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 号 令和 3 年度 軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 号 令和 3 年度 軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分について
- 議案第 9 号 令和 4 年度 軽米町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 1 0 号 令和 4 年度 軽米町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 1 号 令和 4 年度 軽米町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 2 号 令和 4 年度 軽米町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

○出席委員（10名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
8番	本田	秀	一	君	9番	細谷地	多	門	君
10番	山本	幸	男	君	11番	茶屋		隆	君

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（1名）

7番 大村 税 君

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	福島	貴浩	君
総務課	企画担当課長	野中	孝博	君
総務課	総務担当課長	松山	篤	君
会計管理者兼	税務会計課総括課長兼	日山	一則	君
税務会計課	課税担当課長	古館	寿徳	君
町民生活課	総括課長	橋場	光雄	君
町民生活課	総合窓口担当課長	小林	千鶴子	君
町民生活課	町民生活担当課長	戸草内	和典	君
健康福祉課	総括課長	工藤	薫	君
健康福祉課	福祉担当課長	小笠原	隆人	君
健康福祉課	健康づくり担当課長	工藤	晃子	君
産業振興課	総括課長	江刺家	雅弘	君
産業振興課	農政企画担当課長	竹澤	泰司	君
産業振興課	農林振興担当課長	鶴飼	靖紀	君
産業振興課	商工観光担当課長	輪達	隆志	君
地域整備課	環境整備担当課長	神久保	恵蔵	君
地域整備課	上下水道担当課長	寺地	隆之	君
再生可能エネルギー	推進室長	福島	貴浩	君
教育委員会	教育長	小林	昌治	君
教育委員会	事務局総括次長	長瀬	設男	君
教育委員会	事務局教育総務担当次長	輪達	ひろか	君

教育委員会事務局生涯学習担当次長
選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長
監査委員事務局長

梅 木 勝 彦 君
福 島 貴 浩 君
江刺家 雅 弘 君
関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 主 事
議 会 事 務 局 主 事

関 向 孝 行 君
竹 林 亜 里 君
松 坂 俊 也 君

◎開議の宣告

○委員長（館坂久人君） それでは、会議を開きます。

ただいまの出席委員は10名でございます。よって、会議は成立いたしました。
本日の欠席委員は、大村税君より届出がございます。

（午前 9時57分）

◎議案第11号の審査

○委員長（館坂久人君） それでは、議案に入りたいと思います。

議案第11号を議題とします。議案第11号は、令和4年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。提案理由の補足説明があれば、説明をお願いします。

地域整備課上下水道担当課長、寺地隆之君。

○地域整備課上下水道担当課長（寺地隆之君） 議案第11号 令和4年度軽米町下水道事業特別会計補正予算の提案理由について補足のご説明を申し上げます。

提案内容、歳入歳出の説明資料につきましては、お手元に配布いたしました議案第11号関係資料となります。タブレットのPDFデータですと、議案第11号、下水道事業特別会計補正予算の最終ページでございます。こちらで主な項目について説明させていただきます。まず、歳入でございますが、3款繰入金が360万1,000円減の7,016万8,000円、4款の繰越金は……

○委員長（館坂久人君） ちょっと待ってください。皆さん、いいですか。開けましたか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） はい、どうぞ。

○地域整備課上下水道担当課長（寺地隆之君） 4款の繰越金は、前年度繰越金の確定によりまして481万9,000円の増で482万円とするものでございます。

歳出につきましては、1款総務費、128万6,000円の増で1,742万5,000円とするものでございます。内容につきましては、消費税及び地方消費税の確定申告により税額が確定したことから、当初予算との差額分を増額計上させていただいたものでございます。

3款公債費は、6万8,000円の減で6,164万5,000円となり、こちらは償還金元金及び利子の確定によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） なしと認めます。

議案第 1 1 号を終わります。

◎議案第 1 2 号の審査

○委員長（館坂久人君） 次に、議案第 1 2 号を議題とします。

議案第 1 2 号は、令和 4 年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）であります。提案理由の補足説明があれば、説明をお願いします。

健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） それでは、令和 4 年度軽米町介護保険特別会計補正予算に関する補足説明をいたします。

内容については本会議でご説明しておりましたので、3 ページから詳しい内容についてご説明いたします。歳入、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金でございます。補正額はマイナス 1 4 8 万 7, 0 0 0 円となっております。

次に、4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額は 1 7 9 万 4, 0 0 0 円となっております。これは、令和 3 年度の介護保険特別会計の事業費繰越額が確定したことから、4 款繰越金、1 項繰越金を 1 7 9 万 4, 0 0 0 円増額要求し、1 7 9 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、繰越し増額要求分 1 7 9 万 4, 0 0 0 円から今回歳出の補正予算分の 3 0 万 7, 0 0 0 円を差し引いた 1 4 8 万 7, 0 0 0 円を 3 款繰入金、1 項他会計繰入金から減額要求し、1, 3 3 4 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

続けて歳出も……

○委員長（館坂久人君） お願いします。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 説明いたします。

次の 4 ページを御覧いただきたいと思えます。歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費でございます。補正額は 2 1 万円となっております。令和 4 年度の定期人事異動により、扶養手当及び職員共済組合負担金に不足が生じることが想定されることから増額要求するものでございます。3 節職員手当等が 1 0 万円、これは扶養手当でございます。4 節共済費 1 1 万円、これは職員共済組合負担金等に充てる予算でございます。

次に、2 款サービス事業費、2 項居宅介護支援事業費、1 目居宅介護支援事業費でございます。補正額は 9 万 7, 0 0 0 円となっております。8 節旅費、費用弁償額として 9 万 7, 0 0 0 円でございます。これは、居宅介護支援事業を担当している会計年度任用職員がこのたび婚姻、出産するための産前産後休暇を取得するため、後任職員を採用するに当たり、不足すると思われる通勤手当分の増額を要求するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） なしと認めます。

以上で全議案の質疑が終わりました。本特別委員会に付託されました議案 1 2 件の個別の質疑が全て終了しました。

◎総括質疑

○委員長（館坂久人君） 議案 1 2 件について総括的な質疑を行います。質疑漏れありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 一般会計決算の中で、学校給食のところで書面会議でやった関係で報酬がゼロだったという質疑があったのですけれども、それを聞いて私ちょっと疑問点を感じましたので、お伺いしたい。

その部分だけではなく、多分去年、おとしあたりからコロナの関係で会議等もなく、書面会議というふうなのも多々行われているのではないかと思うのですけれども、総会とか会議の種類は様々だとは思うのですけれども、給食関係の報酬があるということは、多分町で委嘱した委員に対して、会議で課題とかそういうふうなものを協議するというふうな会議、それが別に学校給食、たまたまそれが出たから、給食の関係で今言うのですけれども、そのほかにも様々な特別職の委員等があったと思うのですけれども、そういうふうな会議を、例えばこういうふうに役場の会議室でやった場合と、書面会議をやった場合とあったとは思うのですけれども、私ちょっと疑問に感じたのは、そういう特別職の方々に対しての謝礼金なり報酬なりは、それは委嘱した時点で発生するものであって、そしてこういう役場の会議室に呼ばれなくても、書面会議というのは意見を求める部分だと思うのですけれども、そういうふうなのでは会議が実際行われたということになると、私はこう思うわけです。

それであれば、当然委嘱した委員に対しては報酬等を支払うのが正当な部分ではないのかなと私ちょっと思ったので、今たまたま学校給食の運営委員会か何かだと思うのですが、その話が出たので、ほかにもそういうふうな例がほかの課等でもあったのではないかなと思うのですけれども、その辺の状況はどうなっていたのかなと。役場に呼んでやる会議でないから、そういう方には会議報酬等は払いませんということなのか、会議をやらなくても、実際書面会議だって会議はやったことになると思うのです。意見を聞くことですから。そういうふうな場合に同様な扱いで報酬等払わなかったものなのか、それ全体の部分でどれだけ把握されているのか

なと思って。教育委員会のことだけではないと思うのですけれども、ただたまたまそこが出たので、お話しさせていただきましたけれども、その辺どうなのでしょう
か。

○委員長（館坂久人君） 教育委員会事務局総括次長、長瀬設男君。

○教育委員会事務局総括次長（長瀬設男君） ただいまのご質問にお答えします。

おっしゃるとおり報酬につきまして、担当課においてそういった辞令等を出して
その方々をお願いしているものでございますので、報酬として支払うべきものとは
存じますけれども、今回の給食の関係の方々につきましては、給食センターの運営
に係る部分の報告についての委員会、報告というような内容でございまして、そう
いった内容の部分で書面会議ということにしまして、実際的には支払わなかったと
いうことで、委員には支払っていないことのご理解を得たかどうかは、調べて再度お
答えいたします。

以上です。

○委員長（館坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 別に本人から承諾を得たかどうか、そういうことは、逆に委員
の人というのはいくらでももらうものであって、くれなければもらわないだけだ。

私はちょっと記憶が定かではないのですけれども、私も軽米高校の委員をやって
いまして、2月には会議あるはずだったのが書面会議になって、書類で意見等を述
べさせてもらったと。多分そのとき、後で口座振込はされたのではないかなと私は
記憶はちょっと今定かではないのですけれども。だから、委員として委嘱して、そ
ういうふうな会議のやり方は様々だとは思っているけれども、ここに一堂に集まらな
くても会議として成立するのであれば、そういうふうな報酬を与えるための会議で
あれば、報酬等は発生するものかなというふうに私は思ったので。ただ、今何回も
言うようですけれども、たまたま給食の関係をしゃべっただけですけれども、役場
全体ではどうだったのかなと。もしかすれば、総務課長も今年からですから、全体
をちょっと調査して、その辺のところを一律に対処する必要があるのではないかな
というふうに思ったので、今発言させていただきました。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまの中村委員の質問に対してお答えします。

その他の委員につきましては、日当の意味合いで支出すべきと解釈しておりま
すので、会議が役場で行われた際に日当として払っておりますので、会議を欠席さ
れた場合には支出はされていないというのが現状でございます。

ただ、今のお話を聞きまして、調査はさせていただきたいと思っております。

関連しまして、昨日中村委員から軽米高校のバスの対応便についてちょっと調べ
ていただきたいということがありましたので、今ご説明させていただきます。よろ

しいでしょうか。

○委員長（館坂久人君） はい。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 軽米町と日赤病院、八戸駅の区間を高速道路を利用して運行する南部バス、軽米高速線がございます。この便につきましては、軽米病院発着で1日1往復で運行しております。朝は人を乗せることがなく、八戸市から軽米病院まで回送で来て、軽米病院から八戸市に向けて出発するものでございます。南郷地区から軽米高校に入学する生徒が増えてきていたことから、軽米高校までのバス通学を可能とし、公共交通の利用促進を図るため、これまで乗ることができなかった朝、軽米病院に向かうバスについて、南郷から軽米大町までの区間を実車運行、人が乗れる状態にしてもらうことで高校生の利用を可能にしたものでございます。これは、令和3年4月からというふうになっております。

〔「3年」と言う者あり〕

○総務課総括課長（福島貴浩君） はい、令和3年。

運行日につきましては、軽米高校の登校日のみとしておりまして、朝のみが可能となります。土日祝日、長期休暇期間は運行しないため、帰りは時間が合わないためタクシーを利用していいということになります。令和4年につきましては、3名ほどが利用しております。令和4年は3名ほど。運賃につきましては、620円となっております。時間につきましては、軽米高校生の対応便として八戸市の南郷区役所、今は南郷事務所というふうな名称になっているようですが、そこを7時25分に出発しまして、市ノ沢のバス停、軽米大町には7時45分に到着するような便となっております。

軽米高速線につきましては、軽米病院を8時29分に出発しまして、通常のバス停に停車して、高速道路、日赤病院には9時07分、八戸駅には9時12分に到着する予定となっております。帰りにつきましては、八戸駅を13時20分、日赤病院を13時26分、高速道路に乗りまして軽米病院には14時05分に到着するような便となっております。

費用につきましては、南郷から軽米町までの運行に係る部分に対しまして、南部バスに補助金を支出しているものでございます。令和3年度につきましては、4月から9月まで22万9,000円、1年分だと大体50万円ぐらいの費用が見込まれます。また、高校生のバスの費用に対しましては、軽米高校生のバス通学補助金によりまして全額助成しているものでございます。

以上です。

○委員長（館坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 確認ですけれども、南郷から乗車してきているというふうに今聞いたのですけれども、八戸市から来る生徒は八戸市から南郷まで別の便で1回来て、

乗り換えて南郷から来るという意味なのか、南郷から来る人だけがそのバスで来るということなのか、ちょっとそこを確認したいのです。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 八戸市の高校生がどこから来ているというのは、ちょっと確認していないのですけれども、八戸市の南部バスの営業所が糠塚と申しますか、凶南小学校の辺りのあそこからまず来る、大体通っている人はその周辺ではないと思われまので、その辺はちょっと通学者の部分を確認してお答えさせていただきます。八戸市から来ているというのはちょっとまだ確認していないので、南郷の部分だけしか確認しておりません。

〔「休憩」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 休憩します。

午前10時18分 休憩

—————
午前10時22分 再開

○委員長（館坂久人君） 再開します。

配布していた資料なのですが、まだ説明を聞いていないものがありますので、ここで資料説明を聞いて、それを含めて質疑をしたいと思います。

再生可能エネルギー推進室長、福島貴浩君。

○再生可能エネルギー推進室長（福島貴浩君） それでは、資料要求がございました大規模園芸施設整備計画につきまして、先日説明した中で配置の概要等もう少し詳しく説明していただきたいという要望がありましたので、説明させていただきます。

配布している図面を見ながら説明をさせていただきます。施設の概要でございますけれども、栽培に関する計画面積につきましては約3.2ヘクタールとなっております。内訳といたしましては、①番、トマト栽培室約1.2ヘクタールでございます。こちらにつきましては、水耕栽培による生産を行う施設となっております。

②番、トマトの選果室、約900平米、こちらにつきましては収穫されたトマトを選別、包装する施設となっております。

〔「ゆっくりお願いします」と言う者あり〕

○再生可能エネルギー推進室長（福島貴浩君） ③番、トマトのかん水室、約300平方メートルでございます。こちらにつきましては、水や液肥濃度を調整し、栽培室へ供給する施設となっております。

④番につきましては、パプリカ栽培室、約1.8ヘクタール、こちらにつきましても水耕栽培によるパプリカの生産を行う施設となっております。

⑤番につきましては、パプリカの選果室となっております。

それから、⑥番ですが、これはパプリカのかん水室となっております。

⑦番の栽培に関する計画面積外でございますけれども、太陽光発電施設を設置する予定です。太陽光パネルを設置いたしまして、栽培室等へ供給することで環境負荷の少ない施設にしたいと考えております。

加えまして、⑧番につきましては駐車場でございます。駐車場につきましては、従業員と、まだ未定ではございますが、観光農園来客用に設置するものと予定しているものでございます。

⑨番につきましては、直売所ということで、生産された農作物を販売する施設を設置したいと考えておるものでございます。

なお、面積、配置、導入設備につきましては、現時点で測量調査が終わっていないことから、今後変更、修正があると考えられますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

以上で説明終わります。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） ほかの委員も資料要求したかもしれませんが、一応私も出しておりましたので、何点か質問したいと思います。

今計画されていることの場所、構想は、前に町内の別な地域で計画したものと同一のものですか。それが1点。

そこから、今の場所に移転した理由というのはどんなことだったのかなど、その点1つ聞きたいと思います。

それから……

○委員長（館坂久人君） まず、そこで。

再生可能エネルギー推進室長、福島貴浩君。

○再生可能エネルギー推進室長（福島貴浩君） 同一のものかと言われればあれですけれども、同様の施設と理解しております。

○10番（山本幸男君） 問題点がどこで、何でこっちに移動したのかというのは答えられませんか。

○委員長（館坂久人君） 休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時27分 再開

○委員長（館坂久人君） 再開します。

再生可能エネルギー推進室長、福島貴浩君。

○再生可能エネルギー推進室長（福島貴浩君） 地権者との合意が得られなかったということで、前の予定した部分から変更になったものということになります。

- 委員長（舘坂久人君） 山本委員。
- 10番（山本幸男君） 現在計画している小軽米地区は田んぼでありまして、水上げをして田んぼをやっていると、そういう場所ではありますが、全体を利用しないと田んぼを利用していた人と、対象にならない人という問題点等もあると思いますが、その点はいかがか。
- 関連して、水上げをした水で上河南、下河南の下水道の役割も果たしてもらっておりましたが、その点等についての検討はなされているのか質問いたします。
- 委員長（舘坂久人君） 再生可能エネルギー推進室長、福島貴浩君。
- 再生可能エネルギー推進室長（福島貴浩君） 今後詳細の設計等ができましたならば、その辺再度説明会を開催して、受益者あるいは地権者からの合意形成を図りながら進めてまいりたいと考えております。
- 委員長（舘坂久人君） 山本委員。
- 10番（山本幸男君） 鶏ふんを活用した温水といたしますか、そういうのも計画しておりますか。
- 委員長（舘坂久人君） 再生可能エネルギー推進室長、福島貴浩君。
- 再生可能エネルギー推進室長（福島貴浩君） それ全てというわけではございませんが、鶏ふんも含めまして有効な利用方法等を検討しているものでございます。
- 委員長（舘坂久人君） 山本委員。
- 10番（山本幸男君） 鶏ふんは、生のではなく固形化したものとかというような認識ですか。その点は。
- 委員長（舘坂久人君） 再生可能エネルギー推進室長、福島貴浩君。
- 再生可能エネルギー推進室長（福島貴浩君） 鶏ふんを炭化する施設を将来的には誘致したい考えでございますけれども、場所については、その辺についてはまだ今後検討していくところでございます。
- 委員長（舘坂久人君） 山本委員。
- 10番（山本幸男君） 昨日ドローンで測量したとか、そんな感じの情報もありましたが、その点は業者との契約や町との関係等についてちょっと知らせてもらえますか。会社名や。
- 委員長（舘坂久人君） 再生可能エネルギー推進室長、福島貴浩君。
- 再生可能エネルギー推進室長（福島貴浩君） 7月7日に小軽米生活改善センターで地権者の説明会を実施しまして、調査測量が必要なので、地権者からは土地への立入りの承諾を得ているということです。その辺の調査には入っておりますけれども、業者につきましてはちょっと私のほうで現時点で今即答はできませんけれども、調査しないとこの場ではお答えできない状況となっております。
- 委員長（舘坂久人君） 山本委員。

○10番(山本幸男君) 業者については即答できないというのは、どうも理解できない。町長、どうですか。今回の関係の事業は、主体は軽米町、あるいは業者、あるいはその他の進める団体ですか。私が何回も立って聞いているのは、いずれ近くに、まず私のうちの裏側にそういう2町歩、3町歩を含めた大規模な企業が来るといふ何の情報も持っていない。相談されたこともありませんし、構想も分からないと。したがって、そういう形の進め方というのはいかがなものだろうか。

また、関係する人たちは何とか期待が大きくて、ぜひ実現なればいいなと思っっているようでございます。そんな面で協力したくとも、資料もないし、中身も分からないと。それは、やっぱり行政としてはちょっとまずいのではないかなと思います。知ったのは、町長の政務報告の中で、こういうものの説明会が、地権者の説明会が終わりましたという町長の政務報告でまず公には知ったと。内々には、後ろの辺りに来るのはそういう施設かなというのは聞いております。また、前にはほかの行政区で話題になって、結果的にはまとまらなかったという話も聞いております。

まず、地域の人たちや関係する人たちは実現すればいいなと思っっているようでございますので、反対ではありませんが、もっと構想を明らかにして、どこの会社だと。山本企業株式会社とか、それなりにそうしゃべって、私が責任を持ってやりますよというような答弁をもらえれば、私は了解でございますので。町長、携わっているのは誰ですか。何だか役場の職員が来て様々な説明をしてまとめていたというような情報もありますので、それはまずそうだとすればもう少し企業名も公表して前に進むというようなことでいいのかなと思いますが、いかがですか。

○委員長(館坂久人君) 再生可能エネルギー推進室長、福島貴浩君。

○再生可能エネルギー推進室長(福島貴浩君) 企業名につきましては、株式会社デ・リーフデ北上ということで説明しております。

○10番(山本幸男君) 何。

○委員長(館坂久人君) 資料についています。1枚目。会社について。
よろしいですか。

山本委員。

○10番(山本幸男君) そこで、町長、町の職員といいますか、会計年度任用職員というか、町の職員がまとめているとすれば誘致企業ですか、その関係はどうなのですか。

○委員長(館坂久人君) 町長、山本賢一君。

○町長(山本賢一君) 今の段階で申し上げることは、企業誘致というふうなことで進めております。そういうことで企業誘致でございますので、企業がここに進んで来ていただけるように、環境というか状況をしっかりと進めているというような段階でございます、そういう段階でありますので、まだ土地所有者というか、そういう

方々との合意形成、それからまた今現在このウクライナ情勢の中で市場というか、いろんな円安、それから買ってくる資材が外国から入るというふうなことで、事業費が非常に膨れ上がってきております。いろんな状況の中で、その企業がしっかりとこちらに来るといふような状況をこちらでもしっかり環境を整えて、着実にこれは進めていきたいという、目下のところはそういう状況でございます。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

では、この資料の件は終わります。

次に、資料ナンバー3、マニフェスト。

〔「それはやったのだ」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） これやったな。

〔「今日来たのだ」「今朝のやつ、ナンバー5」と言う者あり〕

○10番（山本幸男君） 3番やってください。

〔「それはやったでしょ」「先に5だ」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） それでは、資料ナンバー3の①、マニフェストから。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時40分 再開

○委員長（館坂久人君） それでは、再開します。

再生可能エネルギー推進室長、福島貴浩君。

○再生可能エネルギー推進室長（福島貴浩君） それでは、本日配布いたしました資料ナンバー5-1、再生可能エネルギー推進室でございます。

軽米町脱炭素地域創造協議会の委員の名簿につきましては、2枚目に掲載してございます。令和4年6月22日から2年間の委員の委嘱というふうになっております。

脱炭素地域創造協議会の目的でございますけれども、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）や脱炭素先行地域計画の策定を目標として掲げまして、脱炭素社会実現に向けた将来像を描くとともに新たな産業展開や雇用創出、地域経済の活性化に向けまして、町民や地元企業など地域一体となった取組を推進することを目的としております。

6月22日の第1回軽米町脱炭素地域創造協議会の協議内容でございますけれども

も、仮称ではございますが、軽米町脱炭素地域創造協議会の規約（案）について協議し、了承を得たものでございます。会長及び副会長選出につきまして、山田会長と坂本副会長を選出しております。あと、軽米町地域再エネ導入戦略の策定について、概要や工程表について意見や提言をいただいたものでございます。あと、脱炭素社会実現に係る取組について意見や提言をいただいております。

8月9日の第2回軽米町脱炭素地域創造協議会の協議内容でございますが、軽米町地域再エネ導入戦略の基礎調査事業について意見や提言をいただきました。あわせて、脱炭素先行地域づくり構想図について意見や提言をいただいております。

以上で説明を終わります。

○委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。何かこの件について質問ありますか。
江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） これが今回町長の演述の中で協議会をつくったということがありましたので、どういう会かなと思って資料を出していただきました。

6月22日と8月9日、会議を開催したようですけれども、メンバーの皆さんを見ると、本当に軽米町に住んでいない方が大変結構多いと思います。この方々は出席されたのでしょうか。6月22日と8月9日、何名の方が出席しているのかお伺いします。

○委員長（館坂久人君） 再生可能エネルギー推進室長、福島貴浩君。

○再生可能エネルギー推進室長（福島貴浩君） 6月22日につきましては、全員参加というわけではなくて、2名ほど欠席したと記憶しております。8月9日につきましても、欠席者については2名ほどと記憶しております。人数については、ちょっと今再度資料等見ながら説明させていただきます。

○委員長（館坂久人君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 軽米町には農山村活性化推進何とか、再エネの協議会があるわけですが、そことの関係はどういうふうな立ち位置になるのかなと思います。そのこともお伺いします。

それから、一般公募はいつしましたか。

○委員長（館坂久人君） 再生可能エネルギー推進室長、福島貴浩君。

○再生可能エネルギー推進室長（福島貴浩君） ただいまの質問は、一般公募はいつまでと……

〔「いつやったか」と言う者あり〕

○再生可能エネルギー推進室長（福島貴浩君） 4月の臨時議会で議決していただいた後に一般公募をかけてやっております。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。
江刺家委員。

- 3番（江刺家静子君） これまでやった農山村活性化再生エネルギー……ちょっと長い名前で忘れたのですが、こちらの協議会とのすみ分けといたしますか、これはどういうふうになっていますでしょうか。
- 委員長（舘坂久人君） 再生可能エネルギー推進室長、福島貴浩君。
- 再生可能エネルギー推進室長（福島貴浩君） 協議会につきましては、協議会の独自と申しますか、関連性はございますが、それぞれ独立しながらお互いの目的を達成するような内容となっております。
- 委員長（舘坂久人君） ほかにございませんか。
江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 会長がどちらも同じ方なので、今ちょっとお聞きしました。
そうすると、この協議会と先ほど大規模園芸施設整備計画がありましたけれども、これに基づいて、この中でこれ協議したりしているのでしょうか、お伺いします。
それから、ちょっとここのメンバーの中に、これはミスだと思うのですが、農林商工等団体に金融機関、岩手銀行、荒澤農産代表、荒澤作郎さんが載っているのですが、荒澤さんが岩手銀行の代表者……
- 委員長（舘坂久人君） 再生可能エネルギー推進室長、福島貴浩君。
- 再生可能エネルギー推進室長（福島貴浩君） 金融機関につきましては、金融機関から推薦をいただいたということで、荒澤さんが推薦いただいております。
- 委員長（舘坂久人君） ほかにございませんか。
江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） この軽米町脱炭素地域創造協議会と今始まった大規模園芸施設整備計画、これとは関連したのでしょうか。
- 委員長（舘坂久人君） 再生可能エネルギー推進室長、福島貴浩君。
- 再生可能エネルギー推進室長（福島貴浩君） メンバーの中には入っておりませんが、そういった意見を聞くということで発電事業者等の事業者からも入っております。
- 委員長（舘坂久人君） 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 大抵こういう協議会となると、学識経験者というのが入るのですが、今回の場合はこれはほとんど業者と金融機関ということであれなのですが、あえて入れなかったのか、また必要とその辺の考えをお伺いします。
- 委員長（舘坂久人君） 再生可能エネルギー推進室長、福島貴浩君。
- 再生可能エネルギー推進室長（福島貴浩君） 学識経験者ということは入っておりませんが、行政機関の県北広域振興局及び環境センター、あと環境省の東北地方環境事務所の室長がオブザーバーとして入っておりますので、専門的な部分につきましてはこちらの指導、助言は仰いでいる状況でございます。

○委員長（舘坂久人君） ほかにございませんか。

茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 軽米町脱炭素地域創造協議会委員ということでメンバーを見ましたけれども、そうそうたるメンバーで構成されています。やっぱりこれから先脱炭素ということは、非常に大事なことだと思いますので、これ2年間で役員ということでございますけれども、一般公募、まずメンバー見れば地域おこし協力隊の方と、その前に来られてそういったのに携わった方で、人物的に私は問題ないと思います。すばらしい方だと思いますけれども、一般公募であれば本当の町民の方のほうがよかったのかなと思うのですけれども、町民の方はなかったからか、これから2年先には替わっていくと思いますけれども、その点、地域おこし協力隊の方も定住してもらえればまず問題ないと思いますけれども、今回はこれでいいと思いますけれども、今後募集するときはやっぱり本当の町民、一般の町民の方の中からも入っていたほうがいいのかと思いますので、その辺これから2年先のときには考慮して対応していただければいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（舘坂久人君） 要望ですか。要望ということで。

再生可能エネルギー推進室長、福島貴浩君。

○再生可能エネルギー推進室長（福島貴浩君） ただいまの意見は了解しました。

ただ、一般公募で応募してきた方が一般町民の方ということでお二人ということで。

〔「2人しかなかったということ」と言う者あり〕

○委員長（舘坂久人君） ほかにございませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 私ちょっと事業の内容を理解していないような気がしているのですけれども、脱炭素、4月の臨時議会で補正予算で議決したときに、今年調査するのだという、町民の調査というふうに聞いたような気がしたのですけれども、その割には随分大げさな協議会をつくって、そうそうたるメンバーを遠くから呼んでやるような、何か事業内容とこの協議会の内容と似つかわしくないなというふうにちょっと思うのですけれども、何を調査するために、この人たちから何を意見を聞いているのかなと、調査するのはコンサルか業者が各町民から調査項目をいろいろ聞いてやるものだなというふうに私は思っていましたけれども、それとは違う、この協議会の中でどういう意見等をお聞きになっているのか、ちょっとその辺お聞かせ願えればなと思うのですけれども。

○委員長（舘坂久人君） 再生可能エネルギー推進室長、福島貴浩君。

○再生可能エネルギー推進室長（福島貴浩君） 温室効果ガスの排出量を減らすために町民からアンケート調査を行いながら、町民が使う電気を町内でつくった再エネの電

気を使いながら、より安くするにはどうすればいいのかと、そういうふうなアンケート調査も行っておりますので、今後エネルギーの地産地消のために太陽光発電や、そのような風力発電などどのような工法で取り入れていくのがいいのかということも含めて検討しておりますので、こういった大きな事業所の方も協議会のメンバーとなっているところでございます。

○委員長（館坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） そうしますと、調査は調査で、町民からの調査の内容、それでこの軽米町脱炭素地域創造協議会でいろいろな意見を、また別な目標を持った意見をいただいて、並行して行って最終的な計画に持っていかうという考え方ですか。何か臨時議会のときの説明には、あまりこういう協議会の話がなかったような気がしたので、ちょっと理解不足だなと思っていましたけれども、それでいいのですか。

○委員長（館坂久人君） 休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時58分 再開

○委員長（館坂久人君） それでは、再開します。

ここで11時10分まで休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

○委員長（館坂久人君） それでは、再開します。

質疑ありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 小軽米地区の農産施設の関係について、あと二、三聞きたいと思いますので、ちょっと時間をお願い申し上げます。

先ほど関係課長及び町長から答弁がございましたが、大体その事業が始まる時期、それから例えば来年はもうポンプ上げしなくても大丈夫にするというような形でスタートするかどうかというのが第1点。

それから、いつ始まって、終了はまずいいのですが、いつ始まるかということについて、どのぐらい続くかということについて説明をちょっとお願いします。

それから、先ほど材料の高騰等によって緊迫した事項もあるというような答弁がございました。材料の値上げ、高騰というのは、具体的には太陽光のパネルが高くなるとか、それから温室自体のまず温室の骨組みと申しますか、鉄骨と申しますか、それ自体も外国から全部来ると、そういうような理解ですか。そのために、今の争いの問題とか、それからいろいろ国際的なことの影響があつてというようなことで

すか。その2点について答弁してもらいたい。最初の質問とします。

○委員長（舘坂久人君） 再生可能エネルギー推進室長、福島貴浩君。

○再生可能エネルギー推進室長（福島貴浩君） 事業の進行につきましては、詳細の設計書等ができてきましたら、今後関係する機関、振興局とか岩手県とか農政部等ございますので、そちらのほうに進めていく予定でございます。

実施時期については、明確には現時点ではいつからいつまでというのはまだ決まっておられません。

○委員長（舘坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 資材高騰に関しましては、喫緊というか、これは最近出たことで、昨日、今日もかなり円安が進んで、144円とか145円とかというような話になっておりますけれども、ここの園芸施設はガラス製の非常に近代的な施設でありまして、ほとんどがオランダ製であります。そういうことで、オランダから輸入してこちらで建てるというようなお話を伺っておりますので、非常に円安の問題が直接園芸施設全体の事業費に影響してまいります。そういうところで、これをいかにするかということで今一生懸命検討しているというふうなお話は伺っております。

以上であります。

○委員長（舘坂久人君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 今の答弁では、どうも中身が全然分からない。人に向かって説明できるような答弁ではなかったというふうに私は理解します。なぜかと言われれば、聞かれてもいつできるかと。今の円安の関係などもあってというようなことも分かりますが、前に進まない話だなと、そんな感じを持っております。

まず、期待するものは、該当の人が話すには速やかにというようなことを期待しているわけございまして、ただこの施設につきましても、聞くところによりますと、当初はトマトのほかにイチゴも計画の中にはあって、それから段階的に下がってきたというような、イチゴはやらないというようなことになったというような話もちよっと、真実かどうか、聞きました。かなり厳しいのではないかなというような不安も正直持つところでございますが、今年度の中には実現しないというふうに町長思っているのではないですか。どうですか。

○委員長（舘坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） ですから、何回も言っているように、現時点でのことを申し上げているのであって、現時点でご説明できる部分はこの部分までであります。ですから、ここの答えに関しましては外部的要因が様々ございますので、我々とすればもうぜひ来ていただきたいところでいろいろ環境整備はしておりますけれども、そういうことで現時点でご説明申し上げる点に関しましては、これ以上のことはないということでご理解いただければというふうに思います。

○委員長（館坂久人君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） そうすると、現時点では、簡単に言えば、まずこれ以上のことは説明できないということ。年内にできるかどうかというの、着工できるかについても定かでない。例えば1月も含めて、何ら具体的な方策ではないと、計画はないというふうに理解しますが、いかがですか。

それと、誘致企業というようなことを町長発言しましたが、誘致企業にするには、もう少しやっぱり議会や町民に対する説明を明快に、手だてを踏んでいかないとうまくないのではないかと。名前は誘致企業いつ来るか分からない、来年の選挙まで分からないというような感じでございます。そういうやり方というのはいかがかなと思いますが、いかがですか。

○委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 企業誘致であることは間違いありません。雇用も67名ぐらいと言われておりますし、またIoT、ICTの機器を使ってやるというふうなことで、非常に若い人たち、農業経験がなくてもできるというような施設だそうでございますので、これはまたないチャンスだと私は考えております。

正式にやはり来ますよと、そして連携協定と申しますか、基本協定書が結ばれた段階では、非常に子細にわたって、全てをご説明できますが、今はそういう状況ではないことですので、どうかそこら辺はこれ以上の説明と申しますか、できないことをご理解いただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（館坂久人君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 市場のこともよくテレビでやっておりますので、まずはずがなくても理解しようと思ってテレビは見ておりますが、よく分かりません。

小軽米では、今そのほかに風車の関係が話題を持っておりまして、その関係も外国から風車の羽が久慈の港を通して小軽米方面に入っているというようなことで、そのための道路とか、様々のことがあります。ただ聞くところによりますと、大変テンポがのろいといいますか、そういう感じで風車が来るといった感じではこの頃はないのではというような感じも持っております。そんな面で、現物がそのままいくかというようなことはある面ではよかったと、そんな感じを持っております。

したがって、今回計画していることもうまくいけばいいなと願いながら発言しておりますので、もう少し動向については議会にも報告して、議会の皆様のご理解の上で進めたほうがいいのではないかなと思いますので、提案しておきたいと思っております。

それから、併せて脱炭素地域の問題でございますが、全国100か所だったか国

で地域を指定してモデルづくりをしたいというような構想があるようでございますが、そういうのだって軽米町で今淡々と制度するというふうに私は理解していますが、そういう理解でいいですか、関係ありませんか。

○委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今の脱炭素100選というか、先進地でございます。これには今現在も手を挙げている状況であります。これは先進地域でありますから、先進地域に指定されると、交付金と申しますか、国から交付されるというふうな非常に画期的なあれでありますけれども、これに関しましてはやはりいろんな団体と申しますか、自治体が手を挙げておりますので、それに応募したからといって採用されるかどうかは、これは全く未知数でございます。

ただ、いずれにしても2050年までにしっかりと進めていくということに関しましては、脱炭素でなくても、今いろんな補助事業もございます。それから、新たにまた今後付け加えられる補助事業、今環境省でも来年度400億円を要望するとか、そういうようなお話もございますので、そういった中で有効な様々な事業等を検討しながら、軽米町に合ったような、そしてまた町民の皆さん方がご理解できるような形で事業を進めていければなというふうな考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（館坂久人君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 分かりました。頑張ってもらいたいと思います。

そこで最後に、私は小軽米地区の施設につきましてはぜひ成功してもらいたいと願っておりますが、ただ現状様々今日話を聞きながら、また状況、私の判断をいたしますと、かなり厳しい要因もあるのではないかなと、そう思います。そういった面では、担当者をもう少し替えてと言えば、まず一生懸命頑張っている町長推薦の方には申し訳ないのですが、再生エネルギー推進室の室長は、もう少し関与して前に向かって説明したほうが地権者の皆さんの協力も得やすいという感じを私は持ちます。そんな面では、町長、総力を挙げて前に進んで、いい結果を出すようお願い申し上げます。

私の質問を終わります。答弁はいいです。

○委員長（館坂久人君） 要望ということで。

ほかにございませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 脱炭素先行地域づくり構想図（案）について、意見や提言をいただいたとあります。ということは、この構想図が大体概略といいますか、できていると思うのですが、これは資料としてもらうことはできますか。

○委員長（館坂久人君） 再生可能エネルギー推進室長、福島貴浩君。

○再生可能エネルギー推進室長(福島貴浩君) 現時点ではまだ協議中でございますので、資料の公表については控えさせていただきます。

○委員長(館坂久人君) 江刺家委員。

○3番(江刺家静子君) この協議会の委員の方たちなのですからけれども、発電事業関係者の皆さんということで、ちょっとそういう会社かと分かるためにお聞きします。

十文字チキンカンパニーとかスカイソーラー・ジャパンとかレノバはよく聞く会社です。東北電力も分かりますけれども。HSE、またMOVIMAS、エジソンパワー、南国殖産、これらは例えば軽米町との関係で言えば風力発電を造った会社とか何かそういうことがありましたら、それぞれにここに入った理由をちょっと教えていただきたいと思えます。

○委員長(館坂久人君) 休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時25分 再開

○委員長(館坂久人君) 再開します。

今の件については、調査後報告します。

ほかにございませんか。

山本委員。

○10番(山本幸男君) 資料3というよりも、軽米町が岩手県を告訴した件について資料の提出を求めておりましたが、今係争中であるために提出できないというような答弁があったように記憶しておりますので、そのことについて質問したいと思えます。

まず、資料の提出を求めたのは私でありますので、そのほかに誰か求めたのであれば、併せて質問してもらっても結構でございます。また、関係ない人がしゃべっても文句ありません。

[「マスク、マスク」と言う者あり]

○委員長(館坂久人君) マスクはかけてください。

[何事か言う者あり]

○10番(山本幸男君) 今の時代ですから、私の不法行為でございました。

それで、訴えを起こした訴状について提出できないというのはおかしいのではないかと。私は、1つは訴状というのは、訴状を提出してもらいたいという前に、この案件について様々議論した際に、出す前の段階で議会ともう一度そういう機会を設けることは可能ですかというような疑問をしたように私は記憶しております。そのときの答弁は、定かではありませんが、あまりいい回答ではなかったなと思っておりますが、ノーという回答でもなかったです。私はそう理解しております。

それはそれでいいですが、例えば軽米町が岩手県を提訴するというようなことはあまり例がなく、大きな事柄ではないかなと、そう思います。岩手県にとっても、また軽米町にとっても大変なことだと私は思います。そういう観点から、告訴状を出したということは、告訴状というのは簡単に言えば、軽米町でいけば公文書というようなことに理解していいのではないかと。したがって、軽米町は何が問題があって、岩手県に何が問題があって提訴したのかということが町民の間に明快に理解できる、その材料を出すことは当然のことだと、私はそう思います。そんな面では、出さないということは、私は町民に対する背信行為だと、そう思いますが、いかがでしょうか。

また、議会は、7月6日に裁判を起こすことはいいですよという議決をしたわけですから、町長はそのことで訴えることは可能なわけですが、8月8日盛岡地裁に提訴した告訴状といいますか、告発状は、何という名前だか私は分かりませんが、黒塗りでも何でもいいのですが、やはり出すべきだと思います。もしかしてそのことがいまだにまだ受理されていない、書類の不備、あるいは添付書類等の足りない部分、あるいはその理由等が明確に当てはまらないという、そういうのはやっぱり臆測の話でございますので、何らかの理由によってまだ受理されていない状況にあるのか、それとも受理はされましたよと、もう戦わなければならないというような状況になっている。それらについて、町長のほうがいいと思いますので、町長より答弁をお願いします。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまの質問でございますけれども、現在係争中の案件でございます。提出後の影響も考慮して、資料の提出を控えさせていただきたい旨のご理解のほどよろしくお願ひしたいというふうに回答してございます。現在まだ提出して係争中と申しますか、まだ公判等はございませんので、現時点では提出した状況にあるということでございます。

○委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今回の訴訟に関しましては、議会でご議決いただきましたことに関しましては、本当にこの場をお借りして改めて感謝を申し上げたいと思っております。

これまでの中身に関しましては、いろいろご説明を申し上げてきましたけれども、やはり最終的に県との調整が合わないというふうなことで、このような経緯に至りましたことを大変ご理解いただいたというふうに考えております。

そしてまた、何回も繰り返しになりますけれども、ただいま係争中でありまして、これからも私も全力を挙げてこちらの主張が認めただけのように頑張るつもりでございますので、そのことありまして、どうかこの中身の公表に関しまし

ては少しご理解いただきながら、ちょっと待っていただくことをお願い申し上げたいというふうに思っております。

以上であります。

○委員長（館坂久人君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 残念ながら、私はそのことについて意見があるとかないとかというよりも、告訴状そのものをこういう形で明文化して出しましたということは、資料として提出するのは普通のことだと私は認識しておりますので、重ねて要求をしておきたいと思います。そのことは、町民の知る権利、また町民に対して報告することは当然のことと理解しておりますので、さらなる検討をお願い申し上げたいと思います。また機会があれば、この問題については提出を求めたいと、そう考えております。

重ねて質問しますが、この告訴状の問題について、町長は民法の何条、何条というふうなことを3つ述べたように覚えています、その項目だけもう一度、議会報いずれ議事録で調べれば分かると思うのですが、もしここで分かるのであれば、民法の第何条何項、3つだかあったように記憶しておりますので、その点をお願いいたしますというのが第1点。

第2点は、町長自身が軽米町自体が県を訴えるというような資格がもしかすればどうかなという感じを持っておるといのは、県から土地を購入したのではなく地主から購入しておりますので、いわゆる相手が屈折していているような感じもいたしますので、段階的にその立場が軽米町にあるのかなという感じも持っていますが、その点については国、県からは指摘されていませんか。そういうものを持っていますか。

以上。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 町長が申しあげました民法につきましては、第702条、第650条第2項、あと第709条につきまして参考までに答弁してございます。

あと、岩手県からのそういった問合せ等はありません。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

○10番（山本幸男君） 知る権利。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 知る権利につきましては、当局といたしましては開示請求に対して提出できないというふうに解釈しております。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） いいです。

- 委員長（舘坂久人君） さっき手挙げなかったか。
- 11番（茶屋 隆君） こっちでやったので、大丈夫です。
- 委員長（舘坂久人君） ほかにございませんか。

山本委員。

- 10番（山本幸男君） マニフェスト、産業廃棄物管理票、医療廃棄物と置き換えてもいいと思いますが、このマニフェストにつきまして質問したいと思います。

説明にもありましたが、いずれそういう医療廃棄物等が出た場合は、その計画を立てて処分しなければならない、その過程についても結果についても報告、あるいは保存して管理しなければならないと。マニフェストを提出するのは、排出した業者、したがって今回の場合は排出した業者は、私から見ますと岩手県あるいは医療局ではないかなと思います。廃棄物の事業者、排出者という欄には軽米町と書いておりますが、これは簡単に言えば、端的に言いますと間違いではないかなと思うわけでございます。

一般質問の中で私の質問に答えたのは、軽米町が先行してその処理をしたのだというような答弁でございましたが、先行して処理したというような答えも、実際はそうかもしれませんが、手続的にはいかがなものだろうかと思えます。その点の説明をお願いしたいということと、それから鉛の関係につきましては、ここは排出業者が黒塗りになっておりますが、ここは何で黒塗りなのか。その他についても黒塗りが多いのでございますが、その点についてもいかがなものかなと疑問を感じますが、いかがですか。マニフェストについての説明を改めてお願いします。

- 委員長（舘坂久人君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

- 産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） まず、ただいまのご質問にお答えをいたします。

資料説明の際も説明申し上げましたけれども、いずれ本来マニフェストの作成者、排出者というのは土地の所有者、土地の所有者といってもあれですけども、まず土地の所有者が排出者ということになります。軽米町が土地を取得して工事を始めたところ、医療廃棄物たるものが出土したと。なので、軽米町で適正に処理をするために、専門業者に委託して排出したということになりますので、当然医療局、県が利用していて、そのまま県で出土した場合は岩手県が排出業者となります。当然係争中でもありますけれども、その辺のことについて今現在係争しているわけでございますが、岩手県ではないかということですけども、いずれその件につきましては県の医療局とも立会いをして、こういった形がいいのか、以前も説明しましたけれども、岩手県が先行して処理するという形と、軽米町が処理して、その後精算するといった2つのやり方がありますよと。

ただ、岩手県が処理するとなると、これから議会の議決を得て予算措置をして、それから業者を決めてとなると、当然処理するまで時間もかかる。軽米町では既に

工事も発注している。スムーズに大規模な工期の延長だとか、そういうものに支障がないようにするためには、軽米町が先行して処理をして、その後精算するといった方法が好ましいのではないかというような協議を踏まえた結果、では軽米町で先行して医療廃棄物については処理いたしますよということで進めてきたと。

その経緯の中で、途中から処理の方法も協議をして、いずれ土砂ごとでないとなかなか手続というのは不可能だということで、土砂ごと撤去しますよといったことで医療廃棄物については処理をしたと。ただ、後になってから医療廃棄物だけの数量を出してもらえれば、その分については医療局でも県でも考えますよと、そういった様々な経緯があって、交渉してもなかなかうまく打開策が見つからないということで、訴訟に踏み切ったということでございますけれども、いずれこのマニフェストの排出者についてはそういう理由で、なので軽米町が処理をすると、排出するよということですので、排出業者のところについては軽米町と。あとは、そのものこういった処理した業者名がついてございます。

あと、黒塗りの部分ですけれども、黒塗りの部分につきましては、いずれこの会社の担当者個人名が記載されております。なので、会社名が記載されておりますので、公表等、例えば開示請求した方の担当者の名前までなくても、どこに行ったかという会社名が入ってございますので、特に支障がないものだと思っておりますし、開示を請求する、一般的に皆さんに公表するといった際には、個人情報に基づきまして個人名の担当者の名前、あとは個人の判こが押してある部分については黒塗りで今回資料として提出したものでございます。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） ただいまの説明よく分かりました。また、私は軽米町の味方をするとか、岩手県に味方して発言するというのではないので、問題が解決されればいいと思ってそう質問したのです。

質問の疑問点は、私の調べた資料によりますと、産業廃棄物の処理は排出事業者の責任においてやるというのがまず基本的な説明で、そうだと私は思っています。したがって、今回のマニフェストは排出業者、簡単に言えば岩手県あるいは医療局の責任においてその計画がされなければならないと考えて、私はそう思っています。そんな面言えば、今回の処理の仕方は軽米町が先行して、話合いの結果、先行して処理したということ自体がもしかすれば間違い、先行ということに値しない事項ではなかったのかと思うわけで、そのことを私は先行とかというようなことで基本的にその処理の仕方に問題があったのではないかなと、そう考えますが、その点もう一度改めて質問いたします。

それから、鉛の関係につきましては、黒塗りになったところの部分は軽米町では

なく、別な人の名前だというふうに……しておるわけでございますので、それについてもそれらは処理の仕方がいかなものだろうかなと考えますが、以上2点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（館坂久人君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

いずれ繰り返しになりますけれども、先行したというのは協議をした上で先行するという形を取ったと。本来であれば、例えば廃棄物が出た場合には、この排出業者に土地の所有者の名前が記載されるというものでございます。また、普通の廃棄物ですと、例えば土地の所有者がどこかの専門業者に依頼をして排出した場合には、依頼した業者の名前が排出者の欄に入ってきます。

これは、県の土壌対策環境課のほうからの指導があつて協議したのですが、掘削して容器に詰めるまでは東北ターボに依頼しました。なので、本来今までの考え方でいきますと、ここの排出業者は東北ターボという形になるのが、本来の今までの私たちが考えているところだと、排出業者は東北ターボという会社が入ってくるものでございます。ただ、今回のこの件については県の指導がありまして、依頼した業者ではなくて、排出者は軽米町で記載してくださいという指導がございました。なので、この医療廃棄物の排出者につきましては軽米町と。

逆に2枚目の鉛の部分につきましては、これは役場の名前ではないです。この排出者、ちょっと資料見にくいのですけれども、排出したのが建築工事の変更で賄っておりますので、昭栄建設株式会社かるまい交流駅建築工事事務所、左側の一番上ですけれども、黒塗りの部分が担当者の個人名です。ちょっと見づらいのですけれども。鉛のマニフェストの上の部分。なので、軽米町の職員だとか何かであればそのまま公表してもいいのですが、いずれ各業者の担当者の個人名ということで、黒塗りで資料提出したものでございます。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 排出業者のほうは軽米町というふうな明記したのは、土地の所有者という見解、課長はね。

〔「休憩お願いします」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 休憩します。

午前11時51分 休憩

—————
午前11時55分 再開

○委員長（館坂久人君） 再開します。

ほかにございませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） ただいま休憩中に様々議論して……

○委員長（舘坂久人君） 再開していただきましたから。立ってください。

○10番（山本幸男君） それでは、質問をいたします。

課長の答弁は、土地所有者である軽米町が県の指導というようなことでございましたが、いずれマニフェストといいますか、そのシステムを見ますと、排出業者、岩手県医療局が本来やるべきものを県がそういう指導をしたかどうかというのは、私は関与しませんが、いずれそのような形でやるべきものをやらないできた、そのことが結果的にはまず問題解決に時間がかかると。これからも多分もしかすればそんな指導はしている、いないとかというのは議論になるかもかもしれませんが、大変悲しいことだなと、そう思うわけでございます。

そこで、質問いたしますが、いずれ鉛の関係につきましても、ここに排出業者が特定できないものだと。例えば昭栄建設がそこにつくということは、鉛の関係についてもできないというようなことになりますよね。そうだとすればこれもまたちょっと時間がかかる問題だなというような感じもいたしますが、その点裁判の見通しというのは幾らか進展がありますか、県との協議は。いずれ様々なことがあっても解決の方向で話し合いませんかというふうなことにも、状況に変化はありませんか。

というのは、一般質問の中で、私以外の同僚議員がああ場所については昔何年前かは定かでないけれども、医療の注射器等を焼却して穴を掘って埋めたというふうな記憶もあるが、心配ないかという質問があって、町長が長年その後、その幼稚園だの助産所だの誘致企業等があって、利用しながら何ら問題があったことはない、心配ないと思いますというような答弁をしています。そんなことを考えますと、いわゆる取組に買う時点で甘さがあったのではないかなと、そう反省しますので、いずれそういうその後の動きというのがないのか、またこちらとしても何かのきっかけ、策というのを考えられないかということについて質問いたします。

○委員長（舘坂久人君） 何々質問したかよく分からない。

○10番（山本幸男君） 感じた部分だけ教えてください。

○委員長（舘坂久人君） 感じたことだけでいいそうです。

産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

再三何度も申し上げておりますけれども、いずれ県の医療局とは協議、要望書等も出してきました。最後には、代理人として弁護士を間に挟んで交渉もしてきたと。なかなかお互いの主張がどうしても一致する部分なかったと。苦渋の決断として今回訴状を提出して、司法の場できちっと明確に責任論について判断していただきたいということで、今回訴訟に踏み切ったわけでございます。

県からも、例えば何らかの解決策とか案というのも特にお示しされておられませんし、当然訴訟といった形を取ったので、ここで一旦和解しましょうというようなことも出てくることはないのではないかと考えております。

ただ、裁判となれば、今回受理していただいて、当然一回裁判所にてこちらの主張をやると。次は、相手側の反論の日にちをまた決めて、交互にお互いそこでぶつけ合ってやるといった形ではないと考えてございます。以前にも、入札の関係で私も裁判所に行った経験もございます。いずれお互いの主張を出し合うまでがかなり長い年月というか、日にちがかかるように考えております。その中で、もしかすれば司法の場の裁判長等から、和解案だとか何かというのが出てくる可能性があるかもしれませんが、現時点ではそういったことはないということでございますので、今後の裁判の状況を見守りながら、いずれ早期解決に向けた何か打開案とかあれば、そちらのほうを考えて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長、まとめて」「まとめたほういいんだ」
と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 零時 01分 休憩

午後 零時 03分 再開

○委員長（館坂久人君） 再開します。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 裁判のことについては、私は手続とか順番とかというのはよく分かりませんので、今がどの段階だかというのはちょっと。

先ほども既に質問いたしました、8月8日にまず盛岡地裁に提訴、告発した、申立てをした以降の流れについては、今日は9月14日ですから、1か月たったわけです。だから、例えばそこで受理した、受理されなかった、あるいは不足部分を出しなさいとかというようなことの判断というのは何かありますか。それとも、もうその分時間がたてば、持っていった告訴状というのはもう受理されたのだというふうに理解していいというような、法的にはそういうことになりますか。それとも、まだ処理されてるという段階。先ほどそのことにまだしっかり答えてもらっていませんので、その点はいかがですか。

○委員長（館坂久人君） 休憩します。

午後 零時 05分 休憩

午後 零時 05分 再開

○委員長（舘坂久人君） 再開します。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 受理されたかどうかということなのですが、その後裁判所からこちらに連絡等はまだございませんので、調査中ということだと理解しております。

○10番（山本幸男君） 何。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 提出をして、その後の回答が来ておりませんので、受理されたかどうかというのは、裁判所が判断することなので、こちらとしてはその連絡はまだ来ておりません。

○10番（山本幸男君） 分からないということ。

○議長（松浦満雄君） 受付はしたろうけれども、裁判所が審査して、確かに間違いなければ受理するだろうけれども。

○委員長（舘坂久人君） いいですか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 国保会計についてちょっと聞きたいことがありますので、お尋ねします。

国民健康保険税、決算書の193ページです。昨年よりも収入済額が1,500万円ほど減額になっています。この減額、少なくなった要因、またコロナの減免もあったと思うのですが、コロナ減免申請した方があって、減免された方があったかどうかお伺いします。

○委員長（舘坂久人君） 会計管理者兼税務会計課総括課長、日山一則君。

○会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初に、コロナの減免につきましては該当者はございません。

あと、決算が減額になっているということですが、対象者数といいますか、保険者数が減少している。人口減少等比例しまして、国保の対象者も減少しております、それが大きな要因となります。実際には、令和2年度と比較しまして、94人ほど被保険者数は減っているという状況です。なおかつ国保の加入者についても、高齢化も進展しておりますので、後期高齢医療に移行しているということも要因の一つというふうに考えております。

以上です。

○委員長（舘坂久人君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） コロナの減免該当者がなかったということですが、申請もなかったということでしょうか。

また、もう一点は、短期保険証が何人ぐらいいるかお伺いします。

- 委員長（舘坂久人君） 会計管理者兼税務会計課総括課長、日山一則君。
- 会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） コロナの減免につきましては、1名の方から申請といいますか相談がありましたが、当該の要件に該当しませんでしたので、減免の対象とならなかったということでございます。
- 短期保険証の交付につきましては、今時点でしょうか。
- 3番（江刺家静子君） 令和3年度。
- 会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） 84名でございます。
- 委員長（舘坂久人君） 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 短期保険証、これは増えていましたでしょうか。
- 委員長（舘坂久人君） 会計管理者兼税務会計課総括課長、日山一則君。
- 会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） 前年度と比べますと、減少しております。
- 委員長（舘坂久人君） 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） ありがとうございます。かねてから短期保険証の発行については、やっぱり今はコロナのこともあって大変厳しい状況だと思います。国会答弁でも、急にコロナでも病院に行けなくなることがないように、機械的にストップさせないよという答弁があったと思いますので、その辺のところを考えてやってくださっているかなと思います。
- あと、年齢のことについても、たしか6か月または3か月とかとありますけれども、発行するにしても全員6か月にするというような方法はなかったかなと思います。
- 以上です。
- 委員長（舘坂久人君） なければ、まとめに入りたいと思います。よろしいですか。
- 〔「はい」と言う者あり〕
- 委員長（舘坂久人君） これからまとめに入りますので、当局は退席をお願いいたします。ありがとうございました。
- 〔当局退席〕

◎議案第1号から議案第12号の討論、採決

- 委員長（舘坂久人君） それでは、まとめに入りたいと思います。
- まず、討論される方はいますか。
- それでは、江刺家委員。今討論やるでしょう。
- 3番（江刺家静子君） すみません。間違えました。
- 委員長（舘坂久人君） 討論はないということでよろしいですか。
- 〔「なし」と言う者あり〕

- 10 番（山本幸男君） 反対か賛成かというのも。
- 委員長（館坂久人君） だから、今討論あるか聞いている。
- 10 番（山本幸男君） 俺、反対だ。
- 委員長（館坂久人君） 討論があるかないかと聞いているの。
- 10 番（山本幸男君） 討論、反対。
- 委員長（館坂久人君） では、山本委員。
- 10 番（山本幸男君） 一般会計の決算に反対。反対の理由は……
- 委員長（館坂久人君） 討論。今討論があるかないか聞いている。
- 10 番（山本幸男君） ……しゃべるのでしょ。
- 委員長（館坂久人君） 今討論があるか聞いている。
- 10 番（山本幸男君） ある。
- 委員長（館坂久人君） では、どうぞ。

山本委員。

- 10 番（山本幸男君） 一般会計の決算書。反対の理由は、医療廃棄物の処分費、それから弁護士費用等が決算書には了解できない。

以上反対します。

- 委員長（館坂久人君） 反対の議案はありますか。
- 10 番（山本幸男君） 一般会計。何号だ。
- 3 番（江刺家静子君） 一般会計の決算。
- 9 番（細谷地多門君） 3号だろう。
- 委員長（館坂久人君） 3号。
- 9 番（細谷地多門君） 今しゃべったのは3号でないの。
- 3 番（江刺家静子君） 議案第3号と4号に反対します。
- 委員長（館坂久人君） 3号と4号に反対。よろしいですか。
- 3 番（江刺家静子君） はい。
- 委員長（館坂久人君） そうすると……
- 9 番（細谷地多門君） 3号の何に反対なのか。
- 委員長（館坂久人君） 3号、4号、反対がありますので、反対の議案から1件ごとに採決したいと思います。
- 9 番（細谷地多門君） 委員長の進め方の項目にはないことだろうけれども、みんな委員が聞いていて、どこに反対だかというのが分からないと。ただ何号、何号といたって駄目でしょう、中身。例えば江刺家委員はどこに反対なのだか。
- 委員長（館坂久人君） 反対の方にお聞きします。
議案第3号の反対の理由と、どこの部分に反対なのか。
- 3 番（江刺家静子君） 決算書の54ページの弁護士委託料を予備費から充用してやっ

ているわけですが、この裁判が決着しても、当局はそのようなことの報告が、
どういうわけで決着したかという報告もないということで、さっきから山本委員が
質問していたこともあるのですが、ちゃんと報告してほしいということがなかなか
報告してもらえないということについて。

それから、行政改革で行政改革の推進委員とかあるのですが、保育園の民営化、
また介護事業所の廃止などについてやっているわけですが、そういうのが載
っていたということ自体も行政改革の推進委員が知らないというようなことが
ありましたので、そのことについて。

〔「委員長、マイクを持って。ちょっと耳が悪い
ので、聞き取れないので」と言う者あり〕

○10番（山本幸男君） 私は、反対なら反対、賛成なら賛成で、あとは当日述べればい
いのですか。特別あなた方が反対してしまうと、あなた方が賛成したから賛成の理
由を……

○9番（細谷地多門君） ルールは決まっていらないだろうけれども、反対討論があれば当
然賛成討論というのもしかるべきだから、お互いそうやってやり取りしないと、ど
ういう球投げってくるか分からないのに、バッターボックスに立っていても分からな
い。

○10番（山本幸男君） ということは、あなたたちも本会議でしゃべればいい。

○委員長（館坂久人君） それでは、休憩します。

午後 零時18分 休憩

—————
午後 零時19分 再開

○委員長（館坂久人君） 再開します。

それでは、採決に入りたいと思います。

反対の議案から採決に入りたいと思います。

議案第3号 令和3年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定する
ことに同意の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（館坂久人君） 起立多数で認定と決しました。

議案第4号 令和3年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につい
て、認定することに同意の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（館坂久人君） 賛成多数で認定と決しました。

次に、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例と議案
第2号 軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する

条例の一部を改正する条例、議案第9号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第5号）から議案第12号 令和4年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの6件に反対の方はいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 全員一致で可と決することによろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） それでは、続きまして、議案第5号 令和3年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第8号 令和3年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分についての4件に……

〔「反対なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 全員一致で認定することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） それでは、認定することに決定しました。

◎閉会の宣告

○委員長（館坂久人君） 以上で特別委員会は終了いたします。ご苦労さまでした。

（午後 零時22分）